

平成25年 8月 6日
第2512号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 都市計画区域の変更（361・都市計画課）…………… 1
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（362、363・都市計画課）…………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（364・河川砂防課）…………… 3
- 建設業の許可の取消し（365・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 3

公 告

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 4

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（12・教育庁総務課）…………… 5

公安委員会告示

- 年少射撃資格の認定のための講習会の実施（79・生活環境課）…………… 5
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施（80・生活環境課）…………… 6

内水面漁場管理委員会告示

- 漁業権免許切替えに伴う免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催（4）…………… 6

告 示

秋田県告示第361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、大館都市計画区域及び比内都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成25年 8月 6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 変更に係る都市計画区域の名称 大館都市計画区域
- 2 変更に係る土地の区域
 - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
 - 大館市
 - ア 大字山館字下大樽木、字錠ノ口及び字中島の全部
 - イ 大字餌釣字沢のうち96-1、96-2、96-3、96-4、96-5、96-6、96-7、96-8、96-9、96-10、96-11、96-12、96-13、96-14、96-15、96-16、96-17、96-18、96-19、96-20、96-21、96-22、96-23、96-24、96-25、96-26、96-27、96-28、96-29、96-30、96-31、96-32、96-33、96-34、96-35、96-36、96-37、96-38、96-39、96-40、96-41、96-42、96-43、96-44、96-45、96-46、96-47、96-48、96-49、96-50、96-51及び107
 - ウ 大字川口字上川口、字中川口、字下川口、字鹿角道、字新家下、字横岩、字狐森及び字洞バミの全部並びに字蟹沢のうち1-1、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13、1-14、1-15、1-16、1-17、1-18、1-19、1-21、1-22、1-23、1-30、1-31、1-32、1-33、1-34、1-35、1-36、1-37、1-39、1-40、1-41、1-42、1-47、7-130、7-131、7-132、7-133、7-134、7-135、7-136、7-137、7-138、7-139、7-140、7-141、7-142、7-143、7-144、7-145、7-146、7-147、7-148、7-149、7-150、7-151、7-152、7-153、7-154、7-155、7-156、7-158、7-159、7-160、7-161、7-162、7-163、7-164、7-165、7-166、7-167、7-168、7-169、7-170、7-171、7-172、7-173、7-174、7-175、7-176、7-177、7-178、7-179、7-180、7-181、7-182、7-183、7-184、7-185、7-186、7-187、7-188、7-189、7-190、7-191、7-192、7-194及び7-195
 - エ 大字杉沢字桂沢及び字大杉沢の全部
 - オ 大字大子内字田ノ尻、字羽立下及び字八幡下の全部
 - カ 大字十二所字大平の全部
 - キ 大字葛原字下谷地の全部

ク 大字粕田字粕田、字中羽立、字粕田西、字粕田東及び字粕田南の全部

ケ 大字花岡町字仁王田の全部並びに字大森上岱のうち4-3の一部、4-6の一部、5-4、117-1、117-2、118、126、127、128、129、130-1、130-2、130-3、131、131-1、131-2、132、133、134、135、136、137、138-1、138-2、139、140、141、143、144、144-1、145-1、145-2、146、147-1、147-2、148、150、151、152、152-2、153、154、156、156-1、156-2、157-1、157-2、158、158-2、160、163-2及び166-1

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

大館市

ア 大字花岡町字小嶋ヶ沢のうち55、55-1、56、58、59-1、59-2、59-3、60、61、62、63、65、67、67-2、68、69-1、69-2、70、71、72-1、72-2、72-3、73、74-1、74-2、74-3、75-1、75-2、75-3、75-4、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85-1、85-2、85-3、86、87、89、90、91、92、93、94、95、96、97、99、100-1、100-2、100-3、100-4、102、103-1、103-2、105-10、105-11、112、113-1、113-2、113-3、113-7、113-8、113-9、113-10、113-14、113-17及び114

イ 大字粕田字両堤のうち39、40、41、51-1、51-2、51-3、72、73-1の一部、73-2、73-3、75の一部、76の一部、159、229-32及び230-14

ウ 大字橋桁字橋桁のうち126-2、128-2、132-1、151-2、160-2、160-3、166、167、168、170、171、172、173、174、178、184-3、195-1、199-2、202-4、203、204、205、208、209、219、220-1、220-2、220-3、227-3、228、229、230、231、232-1、232-2、232-7、233-1、233-2、233-3、234-1、234-2、237、238-1、240、241-3、242-1、242-2、242-3、242-4、242-5、242-6、242-13、243-1、243-8、243-10、244、482-1、483-4、483-7、485、486、487、776、816-8及び816-9

エ 大字白沢字白沢のうち194-3、200-1、200-2、201-1、201-2、201-3、206の一部、482-10、483-5、493-4、494-2、494-3、1062-2、1063、1104-3の一部、1104-5の一部、1105-1の一部、1106-2の一部、1197、1201、1440の一部、1441の一部、1442の一部、1443の一部、1444の一部、1445の一部、1446の一部、1447の一部、1448の一部、1449、1450、1451、1452、1453、1454の一部、1455の一部、1456の一部、1457の一部、1458の一部、1459の一部、1542、1543、1544、1545、1546、1547、1548、1549、1550、1551、1552、1553、1554、1555、1556、1557、1558、1559、1560、1561、1562、1563、1564、1565、1566、1567、1570、1571、1572、1573、1574、1575、1576、1577、1578、1579、1580、1581、1582、1583、1584、1585、1586、1587、1589、1590、1591、1592、1593、1594、1595、1596、1597、1598、1599、1600、1601、1602、1603、1604、1605、1606、1614、1615、1616、1617、1618、1619、1620、1621、1622、1623、1624、1625、1626、1633、1641、1642、1643、1644、1645、1646、1648、1673、1674、1675、1676、1678、1679、1698、1699、1703、1705、1706、1707、1708、1709、1711、1713、1714、1717、1718、1719、1720、1721、1722、1723、1726、1727、1729、1730及び1731

(関係図面は、省略し、建設部都市計画課及び北秋田地域振興局建設部用地課並びに大館市建設部都市計画課に備えて縦覧に供する。)

秋田県告示第362号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年8月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 都市計画の種類及び名称

大館都市計画及び比内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 大館都市計画及び比内都市計画の区域

3 都市計画の変更年月日 平成25年8月6日

秋田県告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に

供する。

平成25年8月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類及び名称

大館都市計画道路（1・3・1号根下戸商人留線、1・3・2号大館南高速線、3・3・3号山館立花線、3・3・1号立花桂城線、3・4・10号中央線、3・4・11号東大橋橋桁線、3・4・12号大館駅線、3・4・13号大館線、3・4・14号片山有浦線、3・4・15号猫鼻長森線、3・6・17号神山二井山線及び3・6・22号本郷橋桁線）、比内都市計画道路（3・4・1号中央線及び3・6・4号荒又線）並びに大館都市計画及び比内都市計画下水道（米代川流域下水道大館処理区）の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 なし

3 都市計画の変更年月日 平成25年8月6日

秋田県告示第364号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成25年8月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区				域	
	郡市	町村	大字	字	地	番
片野1号	秋田市	上新城	中字	片野	2番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、3番の一部（次の図に示す部分に限る。）、4番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5番の一部（次の図に示す部分に限る。）、251番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、251番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、252番の一部（次の図に示す部分に限る。）、253番の一部（次の図に示す部分に限る。）、254番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、旧法定外公共物の一部（次の図に示す部分に限る。）	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設部河川砂防課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第365号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成25年7月19日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

佐藤吉株式会社

大館市川口字大人沢2番地

代表取締役 佐 藤 吉 保

秋田県知事許可（般-20）第1178号

3 処分の内容

管工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成25年7月19日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在、種類、床面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	秋田市土崎港北二丁目17番14、同17番30	宅地	22,166.74	381,830,000
		事務所	延 509.22	0

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1	出納局財産活用課 調整・財産管理班（電話018-860-2735） 郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	平成25年8月6日（火）から同月20日（火）まで （日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 現場説明会の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	秋田市土崎港北二丁目17番30 （旧秋田県立聾学校正門前集合）	平成25年8月9日（金）午前10時

4 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成25年8月21日（水）午前10時

5 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

6 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合
法人の登記事項証明書

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額（建物については、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額）の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

8 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

9 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

10 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第12号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成25年 8 月 6 日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

- 1 日時
平成25年 8 月 8 日午後 2 時
- 2 場所
教育委員会委員室
- 3 案件
 - (1) 平成26年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について
 - (2) 平成26年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について
 - (3) その他

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第79号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定に基づき、公表する。

平成25年 8 月 6 日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

- 1 実施年月日
平成25年 9 月12日（木）午前 9 時から午後 4 時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王四丁目 1 番 5 号 秋田県警察本部第二庁舎 5 階会議室
- 3 講習科目及び講習時間数
空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法について 4 時間実施する。
- 4 受講定員
20人
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 年少射撃資格講習受講申込書 2 通
 - (2) 写真 2 枚
写真は、受講申込書を提出する前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが 3 センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
 - (1) 申込用紙の交付
各受付場所において交付する。
 - (2) 受付期間
日曜日及び土曜日を除き、平成25年 8 月 6 日（火）から同年 9 月 6 日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時までとする。ただし、定員 20 人で締め切る。
 - (3) 受付場所
住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料
9,700円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
 - (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、年少射撃資格講習修了証明書を交付する。
 - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

秋田県公安委員会告示第80号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成25年8月6日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

- 1 実施年月日
平成25年9月19日（木）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員
20人
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 受講申込書 2通
 - (2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
 - (1) 申込用紙の交付
各受付場所において交付する。
 - (2) 受付期間
日曜日及び土曜日を除き、平成25年8月6日（火）から同年9月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、定員20人で締め切る。
 - (3) 受付場所
住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料
6,800円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
 - (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
 - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

内水面漁場管理委員会告示**秋田県内水面漁場管理委員会告示第4号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、農内共第1号の漁業権免許切替えに伴う免許の内容等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成25年8月6日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 遠 藤 実

- 1 開催日時 平成25年8月20日(火) 午後1時から2時まで
- 2 開催場所 青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋 十和田湖小学校
- 3 議題 農内共第1号漁業権免許に係る公聴会
- 4 公述人の範囲
 - (1) 漁業権者
 - (2) 入漁権者
 - (3) 漁業権漁業の経営者
 - (4) 漁業協同組合関係者
 - (5) その他利害関係のある者
- 5 免許の内容等

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	ひめます漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます(陸封型)漁業	〃
	こい漁業	〃
	ふな漁業	〃
	えび漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県十和田市及び秋田県鹿角郡小坂町

(3) 漁場の区域 十和田湖全面及び奥入瀬川(子の口から銚子大滝まで)の区域

6 免許予定日 平成26年1月1日

7 申請期間 平成25年10月1日から同月21日まで

8 関係地区 青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋、宇樽部及び子ノ口並びに秋田県鹿角郡小坂町十和田湖

備考 この告示に係る免許の存続期間は、平成26年1月1日から平成35年12月31日までとする。